

# 2019年末大阪府生活保護交渉2日目

2019.12.16 エルおおさか

## 生活福祉資金について

**大阪府** 緊急小口資金の要件は 医療費又は介護費の支払い等、火災、給与等の盗難など臨時の生活費が必要な時など 10 項目が対象。自立相談支援事業を利用していることが要件になっており、意見書を書いてもらう。おおむね、申し込んで1週間程度で送金。丁寧に説明をして、早く決定できるように努めている。

**大生連** 緊急に対応できる制度にしてほしい。貸付け額の 10 万円は少ない。国に増額引き上げを要望しているのか。

**大生連** 公営住宅家賃の滞納は貸し付け理由にならないのか。

**大阪府** パンフには公共料金も含むとしているので、窓口で相談してほしい。

## 緊急小口資金（制度開始平成 28 年度～）貸付状況

平成 28 年度 申込件数 916 決定件数 674 決定金額 57,900,000

平成 29 年度 申込件数 787 決定件数 591 決定金額 49,475,000

平成 30 年度 申込件数 637 決定件数 472 決定金額 39,304,000

**大生連** 生活福祉資金の貸付利子について 3%→1.5%に利子が引き下げられたというが、銀行利息よりも高い。低所得者の施策であり、国に利息引き下げを要望してほしい。

**大阪府** 制度の性格上、使いやすくあるべきと考える。

**門真・守口** 洗濯機や二台目のエアコンが必要になったときは、貸し付けを受けられるか。

**大阪府** 生活必需品として対応している。2 台目はダメとかの取り決めはしていない。

**大生連** 生活福祉資金の原資の積み増しをしていると言われたが。実績も教えてほしい。

**大阪府** 原資の積み増しは毎年はしていない。26 年度 60 億の積み増しです。

平成 30 年度実績は福祉資金 933 件、教育支援資金 1986 件、総合支援資金 61 件、緊急小口資金 472 件

## 前回出された事案について、現地に聞いた大阪府の回答

### エアコン設置について（守口）

**大阪府の回答** 前回出された事案は（エアコンの設置について）確認した。来夏の話なので、今の段階で出す出さないの話ではないということだった。

**大阪府** 購入費用は 51000 円の範囲内で設置してほしい。工事費込みのところもあるが、別途設置費用が必要になれば、真にやむをえない事情として支給する。家具什器費は 29600 円。これによりがたい場合は 47100 円の特別基準の設定がされて差し支えないとされる。

**守口** 守口は 51,000 円以内で賄ってという。エアコン工事費は別途出るでしょうと言つてもガンとして聞かない。

**大阪府** どこにもエアコン本体だけと書いていない。特別基準は災害時のみとお聞きしたが、間違った説明だと思うので、事実確認をしたうえでは正を伝える。

### 法定期限について（枚方交野）

**大阪府の回答** 病状把握に時間がかかったのは、申請した方の稼働能力を保護の決定時に確認するため。のちに、より丁寧に説明して、検診命令で受診してもらった。その結果、14 日かかってしまった。初回に理解してもらう説明が必要だった。

**大生連** 病院に行くお金がないのに、はじめから検診命令で受診させるべきではないか。

**大生連** 11/24 面接に行った、11/25 に事故にあい、のち生保申請 このことを見ても稼働能力を活用しているのではないか。

**大阪府** 事故にあったこと、求職活動も枚方市は把握していた。しかし、転倒してどのくらいのケガをしたのか、引き続いて求職活動ができるのかどうかを見極めていた。

**大生連** 本人は働く意思はあった。病院に行くお金もない、食べれない人はまず、保護を決定して就労指導すればよいことだ。府は処理基準を示して実施機関を指導すべきだ。

### 各単組のあらたな生活保護の事案について

**羽曳野藤井寺** 会員が 11 月に亡くなっていたが、知ったのが 12 月。その人は入退院の多い方だったが、家主にはその都度伝えて入院していた。家賃が入金されていなかったので、家主が市役所に「なんで振り込まれないのか」と聞いたら、「言えません」と。「私が家主なので、なんで入金されないのか教えてほしい。」と言ったら、「個人情報なので教えられない」と。「あとはそっちで片づけてください。打ち切りになったのでお金は出ません」と。家の中は惨憺たる状況、私は（専従者）家主と一緒に 3 時間かけて片づけた。そんな状況なのに、家主にも知らせない行政のあり方はいかがなものかと思いました。生活保護法で決められているのか。

**大阪府** 単身世帯が無くなった時点で保護は廃止になる。賃貸住宅では賃貸契約にもとづいて家財の処分もされるはず。公の機関が介入することは基本的にはできない。オーナーが処分をすることになるのはやむをえない。

**羽曳野藤井寺** 冷たい回答だ。亡くなったことは教えてもらえないのか。

**大阪府** 代理納付になっていれば、廃止になったことは言えるが、なぜ廃止になったか、亡くなったことは言えない。羽曳野市が廃止さえ言えなかつた理由は聞く。

**大生連** 単身で身寄りのない人は増えている。大阪府や国としてとの処理について検討し

てほしい。

**大阪府** 生活保護の部分と高齢者の地域生活をどう守るかは、いろいろな施策があるので、個人情報の保護はしっかりとやっていかなければいけない。また、単身の高齢者を地域でどう支えていくかは、保護の問題だけでなく、日頃から連絡がいくような関係づくりも必要で、総合的に考えていかなければいけない。

## 年金遡及について

**大東** 57万円の年金が遡及された。この間、友人から借金をして生活してきた。市からは2万円の返還を求められ、1万円づつ返済しているが、生活がくるしい。単身の場合、返還金は5000円が目安ではないのか。

**大阪府** 本人が2万円を払えないと大東市に申し出でいかねばいけない。府は入れない。78条に関しては全額一括して返還していただく。しかし、事情があって分割もありうる。

**大生連** 府が入れないのはおかしい。大東市が、厚生労働省が通知で示しているとおり（単身者5000円、世帯10000円の返還金）に運用するよう府は指導してほしい。

## 生活保護引き下げ、医療費一部負担導入反対の私の一言

●2013年度からの引き下げで、やりくりも大変。栄養失調になって入院しそう。保護費は引き下げられ、消費税は上げられる。医療費の一部負担も実施されたら、どうやって生きていけばよいのか。医療費の一部負担反対を国に要望してください。

●やりくりも限度に来て、生活が苦しい。保護費の引き下げやめてほしい。

## 医療費一部負担への大阪府の回答

**大阪府** 保護費引き下げについてはアンケートをみましたし、ご意見も聞いた。みんなが節約している状況はよく分かった。

医療費の一部負担を検討されていることについて不安に思っておられるることはわかる。府が要望している考えは、医療扶助費が生活保護費の半分を占める中で、医療扶助の適正化をしていかないといけない。レセプト点検とか、医療費通知とかの手法がある。最低生活費との両立を踏まえたうえで、医療費の一部負担も検討してという要望を国にしている。みなさんは意に沿わないというところは多々あると思うが。

**大阪府** 府の要望は償還払いを念頭に置いた考えだった。しかし、国の検討会で、それは手間もかかるし、どちらも負担が大きい。今は償還払いという考えは取り下げている。それでもまだ私たちが言っているのは、今、生活保護費の中には医療費を負担する部分は入っていない。ここから払えというのは無理な話。しくみとして、医療費が無料なので、医療にかかる思いが及びにくくなるので、医療通知もしている。保護費に医療を上乗せするかたちが実

現すれば、それで払ってもらうという、最低生活費をわらない、しかも一部負担ができる方法はないかと提案している。

**大生連** 府の回答は理解できない。不当な回答だ。一部負担はやめいほしいというのが私たちの要望だ。

**阪 南** 阪南市はなぜ何十年も3級地の1のままなのか。隣の泉南市とどこが違うのか。どう検討を続けてきたのか。

**大阪府** 阪南市の級地区分についても、30年程度変更されていないので、これからも国に要望していきたい。級地については国で検討してほしいと毎年要望している。生活実態に合わせてほしいと言っているが、場合によっては下がる場合もある。